

第6回 定期 総会 議事録

1、日 時	令和元年7月2日(火)
2、場 所	中津市市役所 4階 研修室
3、出席委員	1番橋本(省)委員、2番高倉委員、3番坪根委員、4番義経委員、5番植山委員、6番田畑委員、7番中原委員、8番石川委員、9番田上委員、10番小野委員、11番門脇委員、12番百留委員、13番玉麻委員、14番長尾委員、15番村上委員、最適化推進員9名(國分、前田、橋本、宮瀬、黒土、奥、今井、武本、島津、上永、尾家)
4、欠席委員	
5、事務局	福永局長、中春次長、梶原次長、後藤、井上
6、議 題	別紙議案書のとおり。
7、開 会	午前9時30分 開会を宣する。
8、署名委員	2番高倉委員、11番門脇委員
福永局長	それでは議事の方に入りたいと思います。資格の確認をさせていただきます。本日の出席委員は15名中15名の出席であります。農業委員会に関する法律第20条第3項の規定により過半数の出席となりますので、本会の成立といたします。議長よろしくお願い致します。
中原会長	おはようございます。また、令和元年第6回定期総会をただいまより開催致します。では議事録署名は議長一任でよろしいでしょうか。
全委員	(異議なし)
中原会長	それでは、議事録署名委員を2番高倉委員、11番門脇委員にお願いします。よろしく申し上げます。
議案審議 議第1号 議 長	農地法第18条第6項の規定による通知に関する件について 議第1号農地法第18条第6項の規定による通知に関する件について事務局から説明をお願いします。
事務局(後藤)	議案朗読
議 長	1番について植山委員に調査報告をお願いします。
5番(植山)	1番について報告いたします。調査の結果、合意解約で間違いありません。解約後は議第7号8番で5条申請が出ております。審議をお願い

		<p>します。</p>
議	長	<p>ただいま1番について植山委員より調査報告がありましたが、異議はございませんか。</p>
全委員		<p>(異議なし)</p>
議	長	<p>異議はございませんので1番について当委員会は許可と致します。審議に入る前に奥推進委員が会議規則第10条の議事参与の制限に抵触しますので一時退室をお願いします。それでは事務局2番について説明をお願いします。</p>
事務局 (後藤)		<p>議案朗読</p>
議	長	<p>それでは2番について植山委員に調査報告をお願いします。</p>
5番 (植山)		<p>2番について報告いたします。双方に確認いたしました結果、合意解約で間違いありません。解約後は貸人が自作をするとのことですのでございます。審議をお願いします。</p>
議	長	<p>ただいま2番について植山委員より調査報告がありましたが、異議はございませんか。</p>
全委員		<p>(異議なし)</p>
議	長	<p>異議はございませんので2番について当委員会は許可と致します。奥推進委員は入室をお願いします。それでは事務局3番について説明をお願いします。</p>
事務局 (後藤)		<p>議案朗読</p>
議	長	<p>3番について島津推進委員に調査報告をお願いします。</p>
島津推進委員		<p>3番について報告します。双方に確認いたしました結果、合意解約で間違いありません。審議をお願いします。</p>
議	長	<p>ただいま3番について島津推進委員より調査報告がありましたが、異議はございませんか。</p>

全委員	(異議なし)
議長	異議はございませんので3番について当委員会は許可と致します。それでは事務局4番について説明をお願いします。
事務局(後藤)	議案朗読
議長	4番について上永推進委員に調査報告をお願いします。
上永推進委員	4番について報告いたします。貸人と借人両方に確認いたしました結果、合意解約で間違いありません。なお解約後は利用権設定となっております。ご審議の程お願い致します。
議長	ただいま4番について上永推進委員より調査報告がありましたが、異議はございませんか。
全委員	(異議なし)
議長	異議はございませんので4番について当委員会は許可と致します。
議案審議 議第2号	空き家バンク付随農地について
議長	議題2号空き家バンク付随農地について事務局説明をお願いします。
事務局(後藤)	議案朗読
議長	ただいま空き家バンク付随農地について事務局より説明がありましたが、異議はございませんか。
全委員	(異議なし)
議長	異議はございませんので議第2号空き家バンク付随農地について当委員会は承認致します。
議案審議 議第3号	農用地利用集積計画(案)の利用権設定について
議長	議第3号農用地利用集積計画(案)の利用権設定についてです。なお、

		審議に入る前に私（中原委員）と坪根委員が会議規則第10条の議事参与の制限に抵触しますので一時退席をお願いします。
議 長 （百留）		中原会長が議事参与のため、代わって議長を務めさせていただきます。それでは議第3号農用地利用集積計画（案）の利用権設定について、農政振興課担当より説明をお願いします。
農政振興課 （森下）		（農政振興課 担当 説明）
議 長 （百留）		ただいま農用地利用集積計画（案）の利用権設定について、農政振興課担当より説明がありましたが、異議はございませんか。
全委員		（異議なし）
議 長 （百留）		異議はございませんので農用地利用集積計画（案）の利用権設定については承認といたします。中原会長、坪根委員は入室をお願いします。
議案審議 議第4号		農地法第3条第1項の規定による許可申請に関する件について
議 長		議第4号農地法第3条第1項の規定による許可申請に関する件について事務局1番から説明をお願いします。
事務局（後藤）		議案朗読
議 長		1番について橋本委員に調査報告をお願いします。
1番（橋本）		（1番の現地について報告） 譲受人は農地取得要件を満たしており、問題ないと思われま。審議をお願いします。
議 長		ただいま1番について橋本委員より調査報告がありましたが、異議はございませんか。
全委員		（異議なし）
議 長		異議はございませんので1番について当委員会は許可と致します。それでは事務局2番について説明をお願い致します。

事務局（後藤）	議案朗読
議長	2番について高倉委員に調査報告をお願いします。
2番（高倉）	（2番の現地について報告） 双方に確認の結果、売買で間違いありません。所有権移転後は譲受人が自作するとのこと。審議をお願いします。
議長	ただいま2番について高倉委員より調査報告がありましたが、異議はございませんか。
全委員	（異議なし）
議長	異議はございませんので2番について当委員会は許可と致します。審議に入る前に奥推進委員が会議規則第10条の議事参与の制限に抵触しますので一時退室をお願いします。それでは事務局3番4番について説明をお願いします。
事務局（後藤）	議案朗読
議長	それでは3番4番について植山委員に調査報告をお願いします。
5番（植山）	（3番4番の現地について報告） 3番4番ともに譲渡人が高齢で営農するのが困難であるため、贈与をすることになりました。農地取得要件を満たしており、問題ないと思います。審議をお願いします。
議長	ただいま3番4番について植山委員より調査報告がありましたが、異議はございませんか。
全委員	（異議なし）
議長	異議はございませんので3番4番について当委員会は許可と致します。奥推進委員は入室をお願いします。それでは事務局5番について説明をお願いします。
事務局（後藤）	議案朗読

議長	5番について植山委員に調査報告をお願いします。
5番（植山）	（5番の現地について報告） 譲受人は農地取得要件を満たしており、現地は境界もはっきりしているため問題ありません。審議をお願いします。
議長	ただいま5番について植山委員より報告がありましたが、異議はございませんか。
全委員	（異議なし）
議長	異議はございませんので5番について当委員会は許可と致します。審議に入る前に橋本委員が会議規則第10条の議事参与の制限に抵触しますので一時退室をお願いします。それでは事務局6番から8番まで説明をお願いします。
事務局（後藤）	議案朗読
議長	それでは6番から8番まで田畑委員に調査報告をお願いします。
6番（田畑）	（6番7番の現地について報告） 申請地は境界もはっきりしており、6番7番の譲受人は親子であり、共に農業を営んでいることから農地取得要件を満たしておりますので問題はないと思われます。審議をお願いします。 （8番の現地について報告） 申請地は境界もはっきりしており、譲受人は農地取得要件を満たしておりますので問題はないと思われます。審議をお願いします。
議長	ただいま6番から8番まで田畑委員より報告がありましたが、異議はございませんか。
国分推進委員	議長。
議長	どうぞ。
国分推進委員	6番8番の譲受人と7番の譲受人の営農面積がまったく同じですが、これはどうしてですか。

議 長	事務局は回答してください。
事務局（後藤）	6番8番の譲受人と7番の譲受人は親子関係にあり、一緒に営農をしているため営農面積が同じであるということです。
議 長	ほかに異議はございませんか。
全委員	（異議なし）
議 長	異議はございませんので6番から8番まで当委員会は許可と致します。橋本委員は入室をお願いします。それでは事務局9番から11番について説明をお願いします。
事務局（後藤）	議案朗読
議 長	9番から11番まで田畑委員に調査報告をお願いします。
6番（田畑）	（9番の現地について報告） 申請地は境界もはっきりしており、譲受人は農地取得要件を満たしておりますので問題はないと思われます。 （10番の現地について報告） 申請地は境界もはっきりしており、譲受人は農地取得要件を満たしておりますので問題はないと思われます。 （11番の現地について報告） 申請地は境界もはっきりしており、譲受人は農地取得要件を満たしておりますので問題はないと思われます。審議をお願いします。
議 長	ただいま9番から11番まで田畑委員より報告がありましたが、異議はございませんか。
全委員	（異議なし）
議 長	異議はございませんので9番から11番まで当委員会は許可と致します。それでは事務局12番13番について説明をお願いします。
事務局（後藤）	議案朗読

議 長	1 2 番 1 3 番について尾家推進委員に調査報告をお願いします。
尾家推進委員	(1 2 番 1 3 番の現地について報告) いずれの申請地は境界もはっきりしており、生前一括贈与により譲受人は譲渡人である親から農地を取得し、農地取得要件を満たしておりますので問題はないと思われます。審議をお願いします。
議 長	ただいま 1 2 番 1 3 番について尾家推進委員より報告がありましたが、異議はございませんか。
全委員	(異議なし)
議 長	異議はございませんので 1 2 番 1 3 番について当委員会は許可と致します。それでは事務局 1 4 番について説明をお願いします。
事務局 (後藤)	議案朗読
議 長	1 4 番について小野委員に調査報告をお願いします。
1 0 番 (小野)	(1 4 番の現地について報告) 譲受人は農地取得要件を満たしており、現地は境界もはっきりしており問題ないと思ひます。審議をお願いします。
議 長	ただいま 1 4 番について小野委員より報告がありましたが、異議はございませんか。
全委員	(異議なし)
議 長	異議はございませんので 1 4 番について当委員会は許可と致します。それでは事務局 1 5 番について説明をお願いします。
事務局 (後藤)	議案朗読
議 長	1 5 番について玉麻委員に調査報告をお願いします。
1 3 番 (玉麻)	(1 5 番の現地について報告) 譲受人は農地取得要件を満たしており、現地は境界もはっきりしており問題ないと思ひます。審議をお願いします。



議 長	ただいま15番について玉麻委員より報告がありましたが、異議はございませんか。
全委員	(異議なし)
議 長	異議はございませんので15番について当委員会は許可と致します。
議案審議 議第5号	農地転用事業計画変更申請に関する件について
議 長	議第5号農地転用事業計画変更申請に関する件について1番から事務局説明をお願いします。
事務局(中春)	議案朗読
議 長	1番について坪根委員に調査報告をお願いします。
坪根(3番)	(1番の現地について報告) 転用目的は駐車場用地です。昨年農地法第5条許可を受けた案件になりますが、地積測量の結果、面積に変更がありましたので事業計画変更申請をしたものになります。境界もはっきりしており、特に問題はないと思われます。審議をお願いします。
議 長	ただいま1番について坪根委員より報告がありましたが、異議はございませんか。
全委員	(異議なし)
議 長	異議はございませんので1番について当委員会は承認と致します。それでは事務局2番について説明をお願いします。
事務局(中春)	議案朗読
議 長	2番について義経委員に調査報告をお願いします。
義経(4番)	(2番の現地について報告) 転用目的は一般住宅用地です。平成25年に農地法第5条許可を受けた案件になりますが、当初事業計画者の都合により転用が行われず、今

		回は事業継承者が転用することとなりました。境界もはっきりしており、特に問題はないと思われます。審議をお願いします。
議	長	ただいま2番について義経委員より報告がありましたが、異議はございませんか。
全委員		(異議なし)
議	長	異議はございませんので2番について当委員会は承認と致します。
議案審議		
議第6号		農地法第4条第1項の規定による許可申請に関する件について
議	長	議題6号農地法第4条第1項の規定による許可申請に関する件について審議に入る前に橋本委員が会議規則第10条の議事参与の制限に抵触しますので一時退室をお願いします。それでは事務局1番から説明をお願いします。
事務局(中春)		議案朗読
議	長	1番について國分推進委員に調査報告をお願いします。
國分推進委員		(1番の現地について報告) 転用目的は賃貸共同住宅用地(1棟)です。生活排水は公共下水道へ、雨水は隣接水路に放流します。境界もはっきりしており特に問題はないと思われます。審議をお願いします。
議	長	ただいま1番について國分推進委員より報告がありましたが、異議はございませんか。
全委員		(異議なし)
議	長	異議はございませんので1番について当委員会は許可と致します。それでは事務局2番3番について説明をお願いします。
事務局(中春)		議案朗読
議	長	2番3番について田畑委員に調査報告をお願いします。

6番（田畑）	<p>（2番の現地について報告）</p> <p>転用目的は農地造成です。雨水は地下浸透及び隣接水路に放流します。境界もはっきりしており、特に問題はないと思われます。審議をお願いします。</p> <p>（3番の現地について報告）</p> <p>転用目的は農地造成です。雨水は地下浸透及び隣接水路に放流します。境界もはっきりしており、特に問題はないと思われます。審議をお願いします。</p>
議長	<p>ただいま2番3番について田畑委員より報告がありましたが、異議はございませんか。</p>
全委員	<p>（異議なし）</p>
議長	<p>異議はございませんで2番3番について当委員会は許可と致します。橋本委員は入室をお願いします。</p>
議案審議 議第7号 議長	<p>農地法第5条第1項の規定による許可申請に関する件について</p> <p>議題7号農地法第5条第1項の規定による許可申請に関する件について事務局1番から説明をお願いします。</p>
事務局（中春）	<p>議案朗読</p>
議長	<p>1番について前田推進委員に調査報告をお願いします。</p>
前田推進委員	<p>（1番の現地について報告）</p> <p>転用目的は賃貸共同住宅分譲用地（1区画）です。生活排水は公共下水道、雨水は隣接水路に放流します。境界もはっきりしており、特に問題はないと思われます。審議をお願いします。</p>
議長	<p>ただいま1番について前田推進委員より報告がありましたが、異議はございませんか。</p>
全委員	<p>（異議なし）</p>
議長	<p>異議はございませんで1番について当委員会は許可と致します。それでは事務局2番について説明をお願いします。</p>

事務局（中春）	議案朗読
議 長	2番について橋本委員に調査報告をお願いします。
橋本（1番）	（2番の現地について報告） 転用目的は駐車場用地です。雨水は隣接水路に放流します。境界もはっきりしており、特に問題はないと思われます。審議をお願いします。
議 長	ただいま2番について橋本委員より報告がありましたが、異議はございませんか。
全委員	（異議なし）
議 長	異議はございませんので2番について当委員会は許可と致します。それでは事務局3番4番について説明をお願いします。
事務局（中春）	議案朗読
議 長	3番4番について坪根委員に調査報告をお願いします。
坪根（3番）	（3番の現地について報告） 転用目的は一般住宅用地です。生活排水は公共下水道、雨水は隣接水路に放流します。境界もはっきりしており、特に問題はないと思われま す。審議をお願いします。 （4番の現地について報告） 転用目的は建売分譲用地（6区画）です。生活排水は合併浄化槽、雨水は道路側溝に放流します。境界もはっきりしており、特に問題はないと思われま す。審議をお願いします。
議 長	ただいま3番4番について坪根委員より報告がありましたが、異議はございませんか。
全委員	（異議なし）
議 長	異議はございませんので3番4番について当委員会は許可と致します。それでは事務局5番6番について説明をお願いします。

事務局（中春）	議案朗読
議 長	5番6番について義経委員に調査報告をお願いします。
義経（4番）	（5番の現地について報告） 転用目的は一般住宅用地です。生活排水は合併浄化槽、雨水は隣接水路に放流します。境界もはっきりしており、特に問題はないと思われます。審議をお願いします。 （6番の現地について報告） 転用目的は宅地分譲用地（2区画）です。こちらも境界がはっきりしており、特に問題はないと思われます。審議をお願いします。
議 長	ただいま5番6番について義経委員より報告がありましたが、異議はございませんか。
全委員	（異議なし）
議 長	異議はございませんので5番6番について当委員会は許可と致します。それでは事務局7番について説明をお願いします。
事務局（中春）	議案朗読
議 長	7番について植山委員に調査報告をお願いします。
植山（5番）	（7番の現地について報告） 転用目的は資材置場用地です。雨水は地下浸透です。境界もはっきりしており、特に問題はないと思われます。審議をお願いします。
議 長	ただいま7番について植山委員より報告がありましたが、異議はございませんか。
全委員	（異議なし）
議 長	異議はございませんので7番について当委員会は許可と致します。審議に入る前に橋本委員が会議規則第10条の議事参与の制限に抵触しますので一時退室をお願いします。それでは事務局8番について説明をお願いします。

事務局（中春）	議案朗読
議 長	8番について植山委員に調査報告をお願いします。
植山（5番）	（8番の現地について報告） 転用目的は貸事務所及び貸駐車場用地です。生活排水はありません。雨水は地下浸透です。境界もはっきりしており、特に問題はないと思われます。審議をお願いします。
議 長	ただいま8番について植山委員より報告がありましたが、異議はございませんか。
全委員	（異議なし）
議 長	異議はございませんので8番について当委員会は許可と致します。橋本委員は入室をお願いします。それでは事務局9番10番について説明をお願いします。
事務局（中春）	議案朗読
議 長	9番10番について島津推進委員に調査報告をお願いします。
島津推進委員	（9番の現地について報告） 転用目的は一般住宅用地です。生活排水は公共下水、雨水は隣接水路に放流します。境界もはっきりしており、特に問題はないと思われます。審議をお願いします。 （10番の現地について報告） 転用目的は一般住宅用地です。生活排水は公共下水、雨水は隣接水路に放流します。境界もはっきりしており、特に問題はないと思われます。審議をお願いします。
議 長	ただいま9番10番について島津推進委員より報告がありましたが、異議はございませんか。
全委員	（異議なし）
議 長	異議はございませんので9番10番について当委員会は許可と致します。それでは事務局11番について説明をお願いします。

事務局（中春）	議案朗読
議 長	11番について尾家推進委員に調査報告をお願いします。
尾家推進委員	（11番の現地について報告） 転用目的は一般住宅用地です。生活排水は公共下水、雨水は道路側溝に放流します。境界もはっきりしており、特に問題はないと思われま す。審議をお願いします。
議 長	ただいま11番について尾家推進委員より報告がありましたが、異議 はございませんか。
全委員	（異議なし）
議 長	異議はございませんので11番について当委員会は許可と致します。 審議に入る前に橋本委員が会議規則第10条の議事参与の制限に抵触し ますので一時退室をお願いします。それでは事務局12番について説明 をお願いします。
事務局（中春）	議案朗読
議 長	12番について上永推進委員に調査報告をお願いします。
上永推進委員	（12番の現地について報告） 転用目的は一般住宅用地です。生活排水は公共下水、雨水は水路に放 流します。境界もはっきりしており、特に問題はないと思われま す。審議をお願いします。
議 長	ただいま12番について上永推進委員より報告がありましたが、異議 はございませんか。
全委員	（異議なし）
議 長	異議はございませんので12番について当委員会は許可と致します。 橋本委員は入室をお願いします。

議案審議	
議第8号	非農地証明について
議 長	議第8号の非農地証明願に関する件について1番から4番まで事務局説明をお願いします。
事務局（後藤）	議案朗読
議 長	ただいま事務局より説明がございましたが異議はございませんか。
全委員	（異議なし）
議 長	異議はございませんので非農地証明願に関する件について当委員会は承認と致します。
議案審議	
議第9号	その他議案について
議 長	議題9号その他について事務局説明をお願いします。
福永局長	（別紙議案のとおり）
議 長	はい、それでは総括を進めたいと思います。
	議第1号、農地法第18条第6項の規定による通知に関する件について当委員会は承認といたします。
	議題2号、空き家バンク付随農地について当委員会は承認といたします。
	議題3号、農地利用集積計画（案）について当委員会は承認といたします。
	議題4号、農地法第3条第1項に規定による許可申請に関する件について当委員会は許可といたします。
	議題5号、農地転用事業計画変更申請に関する件について当委員会は承認といたします。
	議題6号、農地法第4条第1項に規定による許可申請に関する件について当委員会は許可といたします。
	議題7号、農地法第5条第1項に規定による許可申請に関する件について当委員会は許可といたします。
	議題8号、非農地証明願に関する件について当委員会は承認といたします。
	以上でございます。長い間審議ありがとうございました。



	以上を持ちまして、第6回定期総会を閉会いたします。
--	---------------------------